

別紙

(仮称) 能代山本広域風力発電事業 環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

(1) 本事業の実施に当たっては、工事施工業者等への指導に努め、環境保全措置の確実な履行を確保すること。

また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。

(2) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講ずること。

なお、対象事業実施区域（以下「実施区域」という。）の周辺には多数の住居が存在することから、工事中及び供用後に地域住民から苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

(3) 今後、事業内容を変更する必要性が生じ、当該変更が本準備書の環境影響評価結果に影響を与える可能性がある場合には、改めて予測及び評価を行うとともに、適切な環境保全措置を講ずること。

また、変更した内容について、地域住民や地元自治体等（以下「地域住民等」という。）に広く周知するとともに、丁寧な説明を行い、本事業に対する理解を得るよう努めること。

(4) 実施区域周辺に存在する複数の他事業者による風力発電所のうち、一部の風力発電所との累積的な影響が予測及び評価されていないことから、これら他事業の諸元等の情報入手に努め、累積的な影響が懸念される項目について、適切に予測及び評価し、その結果を評価書に記載すること。

(5) 県内の一部地域では風力発電機の設置が原因と考えられる電波障害が発生していることから、本事業の実施に当たっては環境影響評価項目としての選定の有無によらず、地域住民の生活環境に十分配慮するとともに、影響が生じた場合は、関係法令等に従って適切に対応すること。

2 個別的事項

(1) 騒音

本準備書では、施設の稼働に伴う騒音レベルが、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成 29 年 5 月 環境省）に基づく指針値を下回ると予測しているが、本事業は、県内で設置事例のない大型の 4,200kW の風力発電機を、静穏な地域の近隣に設置する計画であることから、施設の稼働に伴う騒音に

含まれる振幅変調音や純音性成分等により、地域住民のわずらわしさ（アノイアンス）の程度が上がる可能性がある。

このため、施設の稼働に伴う騒音について、環境監視や地域住民へのヒアリング等を実施することにより、生活環境への影響の把握に努めること。

（2）風車の影

本事業は、一部の風力発電機を遮蔽物の少ない田園地帯に設置する計画となっており、事業者が風車の影による影響の重大性を判断するために参考とした指針値を大幅に超過すると予測された住居等が多数存在することから、施設の稼働に伴う風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

事業者は、日射センサーを用いた弾力的な稼働制限等の環境保全措置を講ずることにより、施設の稼働に伴う風車の影による影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しているが、本準備書には当該環境保全措置の効果が具体的に示されていない。

このため、評価書においては、稼働制限を行う時期や時間帯等を具体的に示すとともに、当該環境保全措置の効果について可能な限り定量的に予測及び評価を行い、その結果を記載すること。また、当該結果を踏まえ、風車の影による生活環境への影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電機の設置の取りやめを含む配置の再検討を行うこと。

さらに、施設の稼働に伴う風車の影による影響について、適切に事後調査を実施し、生活環境への重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置を講ずること。

なお、追加的な環境保全措置の検討に当たっては、稼働制限等による風車の影の発生抑制を優先し、遮光カーテンやブラインドの設置を優先しないこと。

（3）動物

ア 実施区域は、ガン・カモ・ハクチョウ類等の渡り鳥の集団飛来地として国際的に重要な小友沼の北方に位置し、これら渡り鳥の主要な移動経路となっている可能性があるほか、当該区域の一部は採餌場として高頻度の利用が確認されるなど、渡り鳥にとって注目すべき生息地となっている。

事業者は、主に南北方向に渡りを行う鳥類に配慮し、可能な限り風力発電機を同方向に設置するとともに、風力発電機を東西方向に設置する（仮称）比八田・朴瀬風力発電事業 比八田・荒巻エリア（以下「比八田・荒巻エリア」という。）については、風力発電機間の離隔を 1.5km 程度確保することにより、

本事業の実施による鳥類への影響の低減に努めたとしているが、比八田・荒巻エリア内には既設の風力発電機もあることから、これら風力発電機が障壁となり、移動経路の遮断・阻害等による渡り鳥への重大な影響が懸念される。

このため、比八田・荒巻エリアの風力発電機について、改めて複数の専門家等の意見を聴取し、その助言を踏まえ、風力発電機の設置の取りやめを含む配置の再検討を行い、その検討の経緯を評価書に記載すること。

また、施設の稼働後のバードストライクや渡り鳥の生息状況に係る事後調査を適切に実施し、渡り鳥への重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 実施区域及びその周辺では、ミサゴ及びハチクマの営巣及び高頻度な飛翔が確認されているほか、オジロワシの生息が確認されていることから、本事業の実施によるこれら希少猛禽類への重大な影響が懸念される。特に、海岸沿いに計画されている（仮称）落合風力発電事業及び（仮称）峰浜風力発電事業 沢目エリアは、既設の他事業者による風力発電所と併せ、海岸線南北約7kmに渡り連続して風力発電機が設置されることとなるため、当該区域周辺で営巣が確認されているミサゴのバードストライク等の重大な影響が懸念される。

このため、施設の稼働後のバードストライクや希少猛禽類の生息状況に係る事後調査を適切に実施し、希少猛禽類への重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。

(4) 景観

本準備書では、風力発電機の設置位置を住居等から可能な限り離隔する等の環境保全措置を講ずることにより、施設の存在による景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られていると評価しているが、実施区域周辺には多数の住居等が存在し、主要な眺望点に加え、日常的な生活環境の場からの景観の変化を伴うことから、地域住民の意見を踏まえ、必要に応じて予測及び評価地点を追加するとともに、本事業の実施による景観への影響について、地域住民等から問い合わせがあった場合等は、丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。



能衛収第434号
令和2年10月22日

秋田県知事 佐竹 敬久 殿

能代市長 齊藤 滋 直



(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見について(回答)

令和2年8月27日付け、環管一451で照会のありました標記の件につきまして、環境影響評価法第20条第2項の規定に基づく能代市の意見は下記のとおりです。

記

1. 事業の名称 (仮称) 能代山本広域風力発電事業
2. 事業者名称 白神ウインド合同会社
3. 能代市の意見

世界のエネルギー消費は今後も増大していくと見込まれる中、地球温暖化や化石燃料の有限性に対応し持続可能な社会を実現していくため、再生可能エネルギーの導入及び普及の必要性は市民の間で認識されていると考える。また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降のエネルギーをめぐる大きな情勢の変化や気候変動等世界的な課題への対応の必要性により、国等においてもその導入及び普及が図られてきた。

そのような状況の中、本市は、平成15年2月に「能代市新エネルギービジョン」、25年3月に「能代市再生可能エネルギービジョン」、31年3月に「能代市次世代エネルギービジョン」を策定し、風力発電等再生可能エネルギーの導入及び普及を進めてきた。また、30年3月に策定した「第2次能代市環境基本計画」では、地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入を進めることとした。一方、大型風力発電事業は国内に先例が少なく、また本市域においてこれまで例のない大型風力発電所が住宅地の近隣等に建てられることから、周辺環境及び健康に与える影響を注視すべきものにとらえているところである。

本環境影響評価準備書に記載された調査・予測・評価内容によれば、周辺環境への影響を軽減する措置が図られていると思われるが、以上のような理由から、本事業における影響を回避、低減又は確認・検証するため、以下のことに留意し、対応願いたい。



1 総括的事項

- (1) 対象事業実施区域周辺では他事業者の風力発電所が既設されているほか、新規風力発電所建設計画も進められており、それらとの複合的影響が懸念されることから、事後調査を適切な頻度及び手法で行うこと。また、その結果、重大な影響を及ぼす恐れがある場合には影響の回避又は低減を図るための効果的な措置を講ずること。
- (2) 現在実施が検討されている事後調査の項目以外においても、必要に応じて更なる調査等を積み重ねるとともに、風力発電事業に係る最新の科学的知見や国内外の先進事例について情報収集・分析し、適切な対策を講ずること。
- (3) 農業従事者への影響等本環境影響評価手続きの対象となっていない事象についても可能な限り環境の保全に努めること。また、市民等に対し、事業者の形態をわかりやすく周知し、相談窓口等を明確にした上で、相談、連絡等があった場合は環境影響評価対象の有無にかかわらず速やかに対応し、適切な対策を講ずるとともに、必要に応じて、その対応状況を公表すること。
- (4) 発電事業活動により公害・事故等が発生した時、又は発生する恐れがある時は直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに市へ報告すること。
- (5) 将来的に事業が終了した際には、施設の撤去等について国の事業計画策定ガイドライン等に基づき、適切な措置を講ずること。

2 個別的事項

(1) 動物（鳥類）について

現状の調査・予測結果では、事業者が実行可能保全対策を講ずることにより重要な種及び渡り鳥に対する影響は小さいと評価した上で、バードストライクに関する事後調査を施設稼働後1年間実施するとしている。しかし総括事項1で述べているように、他事業者による新規風力発電所建設計画が進められており、今後その複合的影響の懸念があること、また渡り鳥の渡来状況は気候等の影響により年ごとに大きく異なる場合があることから、事後調査の継続を含めた継続的な実態把握に努め、その結果の公表を検討すること。

また、バードストライクの事後調査間隔を1基当たり月1～2回以上としているが、鳥類等の生態については未解明の部分も多いことから、渡りの時期等を考慮し、実態把握が十分に可能な方法で実施し、必要に応じて適切な対策をとること。

(2) 騒音等について

本準備書では、実効性のある環境保全措置を講ずること等から施設稼働後の騒音、超低周波音の事後調査を実施しないこととしているが、風力発電施設が発する騒音及び低周波音、超低周波音による生活環境への影響については不確実性があり、個人差が大きく、その原因も未解明な部分が多い。そのため、騒音及び低周波音、超低周波音について事後調査等の実施を検討すること。

(3) 施設稼働後の維持管理等について

本対象事業実施区域の一部は、海岸部に設定されている。本市の海岸地域は、昔から米代川が運ぶ砂と海岸の強風による飛砂の影響を大きく受けてきたが、飛砂等による発電設備の破損等は騒音等の原因になりうることから、適切な維持管理を行うとともに、必要に応じて追加的対策を講ずること。

(4) 水環境について

本事業実施区域の一部は、生活水に地下水を利用していることから、本事業による工事及び施設の稼働に当たっては、水環境の保全に努めるとともに、利用への支障要因が確認された場合は速やかに原因を明らかにし、適切な対策を講ずること。

(5) 工事用・管理用道路について

本事業で工事期間中に使用する大部分の道路は、既存道路で地域住民等も使用している。使用期間が長期にわたることから、工事関係車両の走行等による、市民の道路使用への支障要因が確認された場合は、速やかに補修等適切な対策を講ずること。

また工事終了後の道路復旧及び管理用道路の管理に当たっても、同様に適切な対策を講ずること。

(6) 電波障害について

県内の一部地域において風力発電所の稼働が原因と考えられる電波障害が発生している。本事業では住居や社会福祉施設等の配慮が特に必要な施設等を囲むように対象事業実施区域が設定されており、市民生活に密接した情報機器であるテレビ、携帯電話、ラジオ等への影響が懸念されることから、工事及び施設の稼働に当たっては、使用環境への影響に十分配慮し、影響が確認された場合は速やかに原因を明らかにし、必要に応じて適切な対策を講ずること。



八峰企発第132号
令和2年10月14日

秋田県知事 佐竹敬久 様

八峰町長 森田 新一郎



(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書に対する
意見について (回答)

令和2年8月27日付け環管-451で照会のありましたこのことについて、
別紙のとおり回答いたします。



(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価準備書に対する意見

1 総括的事項について

- ・ 事業の実施に当たり、環境保全上の問題が工事中又は供用後に生じた場合は、最新の知見や専門家等の助言を踏まえた調査を速やかに行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。
- ・ 事業実施場所やその周辺には農地も含まれることから、地域住民のみならず作業員に対する低周波音や風車の影等による影響を回避又は低減するよう努めること。

2 個別的事項について

(1) 騒音、超低周波音について

- ・ 施設稼働後の風車騒音及び低周波音を含む超低周波音は、実行可能な範囲内で影響の低減が図られており、評価の目安となる値及びISO-7196:1995を満足する結果となったことから事後調査を実施しないこととしている。
しかし、地域住民等の一般意見には環境への影響を懸念する内容もあることから、事後調査実施の可否を検討すること。

(2) 動物について

- ・ ミサゴやハチクマの営巣地が風力発電機設置予定場所の近くでも確認されていることから、これらを含む希少猛禽類の繁殖状況や飛翔状況の事後調査を実施する期間について、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて調査の継続を検討すること。
- ・ コウモリ類や渡り鳥のガン類、ハクチョウ類の一部が風力発電機周辺を通過していることから、バードストライク及びバットストライクの事後調査を実施する期間について、事後調査結果を踏まえ、必要に応じて調査の継続を検討すること。